

公益社団法人熊本県医師会会館管理規程

第1条 本規程は、熊本県医師会館の大ホール、研修室、大会議室等を適切に使用するために必要な事項について定める。

第2条 会館の管理は本会総務課が行う。

第3条 本会館は、本会の業務に支障がなく、本会の諸規程を遵守履行する、本会会員、医療・保健・福祉関連団体及び本会が適当と認める団体等に対し使用を許可する。

第4条 本会館の使用を希望する者はあらかじめ所定の申込書により申込みものとする。

第5条 使用料は、別に定める料金を徴収する。なお、会場の使用に当たって本会職員等がその業務に従事した場合は、別途人件費を徴収するものとする。

第6条 使用申し込み後、使用日より2カ月以内の取消しについては別途取消料を徴収する。

第7条 会館の使用時間は、原則午前9時より午後9時までとする。
また、8月15日、12月28日から1月5日までの貸出しは行わないものとする。

第8条 次の場合は、使用許可を取消すものとする。

- (1) 会館の諸規程に違反するとき
- (2) 公序良俗に反するとき
- (3) 災害や事故等で使用できないとき
- (4) その他止むを得ないと本会が認めたとき

第9条 申込以外の場所の無断使用、転貸並びに使用目的、内容等の変更を禁ずる。

第10条 使用者は使用に際しては、下記について注意すること。

- (1) 申込書の使用時間は、準備と後片付けに要する時間を含めること。
- (2) 火災予防に充分気を付け、敷地内は禁煙とする。
- (3) 机、椅子の配列、看板ポスター等の掲示については本会の指示に従うこと。終了後は職員の間接点検を受けること。
- (4) 会議室、研修室、ホール内での飲食は原則禁止とする。
ただし、本会が特別に認めた場合は指定した場所で行うものとする。

第11条 使用者は施設、設備、備品等を責任もって管理することとし、万一破損、汚損等の場合はその損害を賠償しなければならない。

第12条 この規程に定めのないことについては、その都度協議の上決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年10月6日から施行する。